

愛媛県報

発行 愛媛 媛県

第2626号

	平成26年1	I1月25日火曜日	第2626号		
	-	♦ 目	次 ♦		
		規	則		
薬事法施行細則	等の一部を改正する規則				(薬務衛生課) 974
		告	示		(,
		_			
				(•
					(12.5.5.1)
				(東予地方周	
				(ŕ
	ービス事業者の指定			•	") 978
				(南予均	
	((,
				(") 979
新たな土地以民	事業の他付の関係書類の練覧			(南予地方局八幡浜支局農村	引登佣弟一味) 9/9
		訓	令		
愛媛県保健所処	務規程等の一部を改正する訓令				(薬務衛生課) 979
		選挙管	里委員会告示		
政治団体の設立	の届出			(選挙	管理委員会) 996
政治団体の届出	事項の異動の届出			(") 996
政治団体の解散	の届出			(") 997
資金管理団体の	届出			(") 997
不在者投票ので	きる施設の指定の一部改正			(") 997
		規	則		
○愛媛県規則第37	_				
薬事法施行細則	等の一部を改正する規則を次の	のように定める。			
平成26年11月	25日				
				愛媛県知事 中 村	時 広
薬事法施行	細則等の一部を改正する規則				
(薬事法施行細	則の一部改正)				

第1条 薬事法施行細則(昭和36年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関 薬事法施行細則 する法律施行細則 (趣旨) (趣旨) 第1条 この規則は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全 第1条 この規則は、薬事法施行令 性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下 _____(昭 和36年 政 令 第11号。以下 「令」という。)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安 「令」という。)及び薬事法施行規則 全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。 (昭和36年厚生省令第1号。 以下「省令」という。)に定めるもののほか、薬事法 以下「省令」という。)に定めるもののほか、医薬品、医療機器 等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法 __(昭和35年法 律第145号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定 律第145号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定 めるものとする。 めるものとする。 (許可又は登録の更新申請書の提出期間) (許可更新申請書 の提出期間)

第3条 省令第23条第1項、第30条第1項、第114条の6第1項、 第114条の13第1項、第137条の6第1項及び第185条第1項の規 定による<u>許可又は登録の更新申請書</u>の提出は、許可<u>又は登録</u>の有 効期間満了1箇月前までにするものとする。

第2号樣式(第5条関係) 登録販売者試験受験申請書

	省略	
省略		
		写真貼付欄
		省略
		省略
省略		
愛媛	<u>県収入証紙貼付欄</u>	省略
省略		
注意事項	全性の確保等に関す 年厚生省令第1号。 第159条の5第2項第 いずれかに該当する。 する書類 (2) 省令 第	等の品質、有効性及び安 る法律施行規則(昭和36 以下「省令」という。) 第1号から第4号までの 者は、修了又は卒業を証 159条の5第2項第4号 - る者は、実務経験(見

注 省略

第 3	条	省令第23条及び第30条	
-----	---	--------------	--

 の規

 定による許可更新申請書
 の提出は、許可
 の有

 効期間満了 1 箇月前までにするものとする。

(届出済証)

- 第7条 法第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業又は賃貸業の届出を受理したときは、別記第4号様式による管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証(以下「届出済証」という。) を当該販売業者又は賃貸業者に交付する。
- 2 届出済証を交付された者は、これを営業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(届出済証の書換え交付)

- 第8条 管理医療機器の販売業者又は賃貸業者は、届出済証の記載 事項に変更を生じたときは、知事にその書換え交付を申請することができる。
- 2 前項の申請は、別記第5号様式による管理医療機器販売業(賃 貸業)届出済証書換え交付申請書に届出済証を添えて知事に提出 してしなければならない。

(届出済証の再交付)

- 第9条 管理医療機器の販売業者又は賃貸業者は、届出済証を破り、汚し、又は失つたときは、知事にその再交付を申請することができる。
- 2 前項の申請は、別記第6号様式による管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証再交付申請書を知事に提出してしなければならない。この場合において、届出済証を破り、又は汚した管理医療機器の販売業者又は賃貸業者は、その届出済証を添えなければならない。
- 3 管理医療機器の販売業者又は賃貸業者は、届出済証の再交付を 受けた後、失つた届出済証を発見したときは、直ちにこれを知事 に返納しなければならない。

第2号樣式(第5条関係) 登録販売者試験受験申請書

		7
	省略	
省略		
		写真ちよう付欄
		省略
		省略
省略		
愛媛県	!収入証紙ちよう付欄	省略
省略		
注意事項	いずれかに該当する する書類 (2) <u>薬事法施行規則</u> 第 又は第5号に該当す	(昭和36) 第1号から第4号までの 者は、修了又は卒業を証 8159条の5第2項第4号 る者は、実務経験(見
	(3) 省略	
	込)証明書(第3号	様式)
	(3) 省略	

注 省略

第4号様式から第6号様式までを削る。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改	正	後				改	正	前		
【5条 省令 <u>第</u> 申請書(別前	音試験受験申請 第159条の 5 日第 2 号様式) 第 5 条関係)	の申請 の申請 によるも	のとす	ర .	2	5条 省令 申請書(別語 省令第159 する書類は、 ものとする。	 書試験受験申請 第159条の5第1 記第2号様式) 条の5第2項第 実務経験(見込 一 第5条関係) 	<u>項</u> の申記 こよるも <u>4号又に</u> <u>入</u>)証明	のとす は第 5 号 書(別	る。 号に該当する 記第3号様式	ことを証
da min	省略					(1) m/r	省略				
注意事項	1・2 省略					注意事項	全性の確保 年厚生省: 第159条の いずれか する書類 (2) 省令第 に該当す (第3号根 (3) 実務経験	医療機関 (保等に関う) 5第2項 (大学第1年) 5第2項 (大学の) 5第2項 (大学の) 5第3 (大学の) 159条は、 (大学の) 25 (大学の) 25	器等の品 する法律 。以下 額第1号 る者は、 5 第2項 外の場合 事等の過	高質、有効性/ 津施行規則(E 「省令」という ・から第4号。 修了又は空 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	図和36 う。) きでの まを証 第5号 ま明 事
注 省略						注 省略					

第3号様式を削る。

(愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年愛媛県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表(第2条関係)	別表 (第 2 条関係)
1~10 省略	1~10 省略
11 削除	11 特例条例別 薬事法施行細則(昭和36年愛媛県規則第
	表40の項第25 44号。以下この項において「規則」とい
	号に規定する う。)に基づく事務のうち、次に掲げるも
	薬事法(昭和 の
	35年 法 律 第 (1) 規則第 7 条第 1 項の規定に基づく管理
	145号)の 施 医療機器販売業(賃貸業)届出済証の交
	行のための規 付に関する事務
	則に基づく事 (2) 規則第8条第1項の規定に基づく管理
	務であって規 医療機器販売業(賃貸業)届出済証の書
	則で定めるも 換え交付に関する事務
	<u>の</u> (3) 規則第 9 条第 1 項の規定に基づく管理

			医療機器販売業(賃貸業)届出済証の再
			交付に関する事務
			(4) 規則第9条第3項の規定に基づく管理
			医療機器販売業(賃貸業)届出済証の返
			納の受理に関する事務
12~20 省略		12~20 省略	

(愛媛県食の安全安心推進条例施行規則の一部改正)

第4条 愛媛県食の安全安心推進条例施行規則(平成21年愛媛県規則第23号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後改正前

(自主回収の着手又は終了の報告)

第2条 省略

2・3 省略

4 第1項及び前項の規定により知事に提出する書類は、次の表の 左欄に掲げる回収理由の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げ る機関を経由しなければならない。この場合において、経由すべ き機関が2以上あるときは、それらの機関のうち、いずれかの機 関を経由すれば足りる。

回収理由	機	関
省略		
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する	省略	
法律(昭和28年法律第35号)又は <u>医薬品、医</u>		
療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等		
に関する法律(昭和35年法律第145号)の規定		
に違反し、又は違反するおそれがあること。		
省略		

(自主回収の着手又は終了の報告)

第2条 省略

2・3 省略

4 第1項及び前項の規定により知事に提出する書類は、次の表の 左欄に掲げる回収理由の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げ る機関を経由しなければならない。この場合において、経由すべ き機関が2以上あるときは、それらの機関のうち、いずれかの機 関を経由すれば足りる。

回収理由	機	関
省略		
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する	省略	
法律(昭和28年法律第35号)又は <u>薬事法</u>		
(昭和35年法律第145号)の規定		
に違反し、又は違反するおそれがあること。		
省略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1299号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、 八幡浜市川上町上泊、川上町川名津、川上町白石、真網代、穴井、 横平、八代、布喜川、五反田、舌間、合田及び栗野浦地域に係る県 営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次の とおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成26年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(農業用用排水施設整備事業・八幡浜西南地区)計画書の写し

2 縦覧期間

平成26年11月26日から12月24日まで

3 縦覧場所

八幡浜市役所八幡浜庁舎

○愛媛県告示第1300号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、三島川之江港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成26年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

	種	類	位	置		数	量	及	び	能	カ
道	į	路	四国中央市三 目字神之元23		延長 幅員						ートル ートル
野	積	場	同	上	面積		8 ,	347	5平:	方人	ートル

○愛媛県告示第1301号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 平成26年11月25日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定居宅サービス事業者の名 称 又 は 氏 名	指名	定	居	宅	サ 称	- T	ビ 所	ス	事在	業	所地	指定年月日	サービスの種類
新居浜医療福祉生活協同組合	デイサー	- ビス風	,花			愛	媛県新	居浜市	萩生106	61番地		平成26年10月1日	通所介護

○愛媛県告示第1302号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。。 平成26年11月25日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定介護予防サービス事業者の	指	定	介	護	予	防	サ	_	Ľ	ス	事	業	所	指定年月日	サービスの種類
名称 又 は 氏 名	名					称		所 在 地					地	祖是平方古	9ーこへの程券
新居浜医療福祉生活協同組合	デイサ	ービス	風花				愛	媛県第	所居浜	市萩	圭1061	番地		平成26年10月1日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1303号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成26年11月25日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

事業者番号	指定障害	福祉サービス	事 業 者	指定障害福祉	指定障害福祉:	指 定年月日	
争耒白笛写	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	サービスの種類	名 称	所 在 地	年月日
3810600324	合同会社語	西条市小松町妙口甲10 番地 4	渡 部 守	行動援護	居宅介護 かたらい	西条市小松町妙口甲10 番地 4	平成26年 11月 1 日
3810500623	合同会社プラネットワ ークス新居浜	新居浜市萩生1100番地2	伊藤久門	就労継続支援 A型	プラネットワークス新 居浜	新居浜市萩生1100番地 2	平成26年 11月 1 日

○愛媛県告示第1304号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成26年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般 - 24)第11690号	平成24年 8月30日	山本工業	山本嘉津芳	宇和島市野川甲1426 - 17	平成26年 10月 1 日	機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般 - 23)第12350号	平成23年 8月24日	浦田建築	浦田 一郎	西予市城川町嘉喜尾204	平成26年 10月 6 日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 22)第10837号	平成22年 5月31日	吉村鉄工(株)	吉村 健藏	喜多郡内子町五十崎甲1928 - 16	平成26年 10月8日	管工事業 鋼構造物工事業 機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般 - 25)第17266号	平成26年 1月29日	(株) INABA	稲葉 規	大洲市新谷乙864 - 1	平成26年 10月 8 日	土木工事業 ほ装工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 22)第13218号	平成22年 10月31日	ムラカミ電気	村上善一	宇和島市夏目町 3 - 11 - 29	平成26年 10月16日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 24)第12976号	平成25年 2月6日	塀内建築	塀内 伸一	西予市三瓶町皆江1900	平成26年 10月20日	建築工事業	建設業の廃止

(般 - 22)第15752号 平成22年 6月3日 上野電気(有) 上野 貴司 八幡浜市保内町川之石13 平成26年 10月31日 消防施設工事業 建設業の廃止 (一部)

報

○愛媛県告示第1305号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷地幅	の 員	延長	備考
一般国道		378号		宇和島市吉田町法花津字ウバサ	ナコ 8 番耕地73番 5 から	IΒ	メートル 8.0~1	Q. EE	キロメートル 0 .123	
一般国道		3/05		同字 8 番耕地50番 5 まで		新	11 .0 ~	72 .6	0 .123	

○愛媛県告示第1306号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
一般国道		378号		宇和島市吉田町同字8番耕地50			香耕地73番 5	5から			平成26年11月25日

○愛媛県告示第1307号

八幡浜市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業 (県単独補助土地改良事業(農道)・川上地区)の施行は、適当と 認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9 項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成26年11月25日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・川上地区)計画書の写し
 - (2) 八幡浜市土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間

平成26年11月26日から12月24日まで

3 縦覧場所

八幡浜市役所本庁

訓	4	
1474	~	

○愛媛県訓令第16号

庁 中 一 般 各 地 方 機 関

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

(分堂事務)

第2条 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課室の分掌事務 │ 第2条 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課室の分掌事務 は、次のとおりとする。

企画課

- (1)~(14) 省略
- (15) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関 する法律(昭和35年法律第145号)、薬剤師法(昭和35年法律 第146号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14 号)、大麻取締法(昭和23年法律第124号)、覚せい剤取締法 (昭和26年法律第252号)、あへん法(昭和29年法律第71号) 及び毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に関するこ

(16) ~ (24) 省略

- 2 四国中央保健所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1)~(13) 省略
- (14) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関 する法律、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、 覚せい剤取締法、あへん法及び毒物及び劇物取締法に関するこ

(15) ~ (22) 省略

省略

(事務の委任)

第4条 省略

- する
- (1)~(6) 省略
- (7) 別表企画課の表15の部に掲げる医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事務 (同部4の項の改正法附則第8条の規定により引き続き薬種商 販売業を営む者に関すること、同部8の項の報告の徴収及び立 入検査等並びに同部9の項の廃棄、回収等の措置命令等に限 る。)
- (8)~(13) 省略

3・4 省略

別表(第4条、第8条関係)

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組	事務の		決	裁区	分
織	種 類	事項	所	課	主
名	12 //		長	長	幹
企	1 ~ 14				
画	省略				
課	15 医薬	1 薬局に関すること。			
	品、医	(1) 開設の許可(第4条第1項、			
	療機器	医薬品、医療機器等の品質、有			
	等の品	効性及び安全性の確保等に関す			
	<u>質、有</u>	る法律施行令 (昭和36年政令第			
	効性及	11号。以下この部において「政			
	び安全	令」という。) <u>第1条の4、医</u>			

改 īΕ

(分堂事務)

は、次のとおりとする。

企画課

(1)~(14) 省略

(15) 薬事法

(昭和35年法律第145号)、薬剤師法(昭和35年法律 第146号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14 号)、大麻取締法(昭和23年法律第124号)、覚せい剤取締法 (昭和26年法律第252号)、あへん法(昭和29年法律第71号) 及び毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に関するこ

(16) ~ (24) 省略

- 2 四国中央保健所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1)~(13) 省略

(14) 薬事法

、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、 覚せい剤取締法、あへん法及び毒物及び劇物取締法に関するこ

(15) ~ (22) 省略

省略

(事務の委任)

第4条 省略

- 2 松山市の区域における次に掲げる事務は、中予保健所長に委任 2 松山市の区域における次に掲げる事務は、中予保健所長に委任 する
 - (1)~(6) 省略
 - (7) 別表企画課の表15の部に掲げる薬事法

の施行に関する事務 (同部4の項の改正法附則第8条の規定により引き続き薬種商 販売業を営む者に関すること、同部8の項の報告の徴収及び立 入検査等並びに同部9の項の廃棄、回収等の措置命令等に限 る。)

(8) ~ (13) 省略

3・4 省略

別表(第4条、第8条関係)

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の 種 類	事 項	所長	裁区課長	主幹
企画	1 ~ 14 省略				
課	15 <u>薬事</u>	1 薬局に関すること。			
	<u>法</u>	(1) 開設の許可(第4条第1項、			
		薬事法施行令			
		/ 四和水车和人等			
		(昭和36年政令第 11号。以下この部において「政			
		令」という。) 第44条、薬事法			

性の確	薬品、医療機器等の品質、有効				施行規則	
保等に	性及び安全性の確保等に関する					
関する	法律施行規則 (昭和36年厚生省				(昭和36年厚生省	
<u>法律</u> (令第1号。以下この部において				_ (令第1号。以下この部において	
昭和35	「省令」という。)第1条第7			昭和		
年法律	項)			年法		
第 145	(2) 開設の許可の更新(第4条第			第 第 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	(2) 所収の計与の支が(カーホカー	
号)の	4項、政令 <u>第1条の4</u>)			号)	4 点、以マ <u>为44示</u> /	
施行に関する	(3)~(15) 省略			施行	(3)~(15) 省略	
事務	(16) 取扱処方箋数 の届出の受理			事務	(16) 取扱処方せん数の居出の受理	
4 -32	(政令第2条)			7.0	(政令第2条)	
	(17) 許可証の書換え交付(政令第				(17) 許可証の書換え交付(政令第	
	 _1条の5第1項)				 45条第1項)	
					(18) 許可証の再交付(政令第46条	
	の6第1項)				第1項)	
					· ·	
	(19) 許可証の返納の受理(政令 <u>第</u> 1条の6第3項、第1条の7)				(19) 許可証の返納の受理(政令 <u>第</u> 46条第3項、第47条)	
					,	
	② 許可台帳の備付け(政令 <u>第1</u>				② 許可台帳の備付け(政令第48	
	<u>条の8</u>)				<u>条</u>)	
	2 薬局製造販売医薬品に関するこ				2 薬局製造販売医薬品に関するこ	
	と。				と。	
	(1)·(2) 省略				(1)•(2) 省略	
	③)製造業の許可(第13条第1				(3) 製造業の許可(第13条第1	
	項、第5項、第81条、政令第11				項、第5項、第81条、政令第11	
	条第1項、第80条第1項				条第1項、第80条第1項、省令	
)				第25条第 3 項)	
	(4)~(8) 省略				(4)~(8) 省略	
	(9) 製造販売業の廃止、休止若し				(9) 製造販売業の廃止、休止若し	
	くは再開又は変更の届出の受理				くは再開又は変更の届出の受理	
	(第19条第1項、第81条、政令				(第19条第 1 項、第81条、政令	
	第80条第 1 項、省令第16条第 4				第80条第 1 項、省令第16条第 4	
	項、 <u>第99条第4項</u>)				項、 <u>第99条第3項</u>)	
	(10) 製造業の製造所の廃止、休止				(10) 製造業の製造所の廃止、休止	
	若しくは再開又は変更の届出の				若しくは再開又は変更の届出の	
	受理(第19条第2項、第81条、				受理(第19条第 2 項、第81条、	
	政令第80条第1項				政令第80条第 1 項、省令第16条	
)				第 4 項、第100条第 3 項)	
	(11)~(19) 省略				(11) ~ (19) 省略	
	② 回収の報告の受理(第68条の				② 回収の報告の受理(第77条の	
	11、第81条、政令第80条第				4の3、第81条、政令第80条第	
	1項)				1項)	
					,	
	(21)~(29) 省略				(21)~(29) 省略	
	3~5 省略				3~5 省略	
	6 高度管理医療機器等の販売業又				6 高度管理医療機器等の販売業又	
	は貸与業(動物用医療機器に係る				は賃貸業(動物用医療機器に係る	
	ものを除く。)に関すること。	I I	1	1 1	ものを除く。)に関すること。	

	(3) 高度管理医療機器等営業所管 理者の営業所以外の場所で薬事	_				
	に関する実務に従事する場合の					
	許可(第39条の2第2項ただし					
	書)					
	<u>(4)</u> 省略				(3) 省略	
	<u>(5)</u> 省略				(<u>4</u>) 省略	
	(6) 省略				(<u>5</u>) 省略	
	<u>(7)</u> 省略				(<u>6)</u> 省略	
	(8) 省略				(7) 省略	
	(9) 省略				(8) 省略	
	<u>(10)</u> 省略				(9) 省略	
	(11) 省略				<u>(10)</u> 省略	
	(12) 省略				(11) 省略	
	<u>(13)</u> 省略				<u>(12)</u> 省略	
	7 管理医療機器の販売業又は貸与				7 管理医療機器の販売業又は <u>賃貸</u>	
	業(動物用医療機器に係るものを				業(動物用医療機器に係るものを	
	除く。)に関すること。				除く。)に関すること。	
	(1) 届出の受理(第39条の3第1				(1) 届出の受理(第39条の3第1	
	項				項、薬事法施行細則(昭和36年	
					愛媛県規則第44号。以下この部	
					において「細則」という。)第	
)				7条第1項)	
	(2)~(4) 省略				(2)~(4) 省略	
					(5) 管理医療機器販売業(賃貸	_
					業)届出済証の書換え交付(細	
					則第8条第1項)	
					(6) 管理医療機器販売業(賃貸	
					業)届出済証の再交付(細則第	
					9条第1項、第3項)	
	8・9 省略				8・9 省略	
16 ~ 21				16 ~ 21		
省略				省略		

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

			改	正後											改	Œ	前					
別	別表第5 (第4条関係) 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項								別		5 (第4条		-	上部関係	事務に係	そる な	持定	決表	战事:	項		
	組織名	事務の種 類	事	項	知事	部	専決局	者課	主幹			組織名	事務の種 類		事	項		知事		裁区 専 局 長	オ親	主幹
	薬 務	1 <u>医薬</u> 品、医	1 省略 2 配置販売業	に関すること。								薬務	1 <u>薬事</u> 法	1	省略配置販売第	美に関する	ること。					

	1 7-2	,20年11月25日					, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	205		_
衛	療機器	(1) 許可(第24条第1項、第			衛		(1) 許可(第24条第1項、第			7
生	等の品	30条第1項、医薬品、医療			生		30条第 1 項、薬事法施行令			
課	 質、有	機器等の品質、有効性及び			課					
	効性及	安全性の確保等に関する法								
	び安全	律施行令(以下この部にお				 -	(以下この部にお			
	性の確	いて「政令」という。)第								
	保等に	44条、医薬品、医療機器等					44条、 <u>薬事法施行規則 </u> 			
	関する	の品質、有効性及び安全性								
	<u>法律</u> の	の確保等に関する法律施行				o				
	施行に	規則(以下この部において				施行に	(以下この部において			
	関する	「省令」という。)第1条				関する	「省令」という。)第1条			
	事務	第7項、第148条第3項)	$\sqcup \sqcup$			事務	第7項、第148条第3項)			_
		(2)~(15) 省略					(2)~(15) 省略			
		3 卸売販売業に関すること。					3 卸売販売業に関すること。			
		(1) • (2) 省略					(1)・(2) 省略			
		(3) 医薬品営業所管理者の営					(3) <u>営業所管理者</u> の営			
		業所以外の場所で薬事に関					業所以外の場所で薬事に関			
		する実務に従事する場合の					する実務に従事する場合の			
		許可(第35条第3項ただし					許可 (第35条第 3 項ただし			
		書)					書)			
		(4)~(6) 省略					(4)~(6) 省略			1
		(7) 医薬品営業所管理者の変					(7) 営業所管理者 の変			1
		更命令 (第73条)					更命令(第73条)			
		(8)・(9) 省略					(8)•(9) 省略			1
		(10) 許可証の書換え交付(政					 (10) 許可証の書換え交付(政			1
		令第45条第 1 項					令第45条第1項、薬事法の			
							一部を改正する法律の施行			
							に伴う関係政令の整備等及			
							び経過措置に関する政令			
							(平成21年政令第2号。以			
							下この部において「改正政			
							令」という。)附則第3条			
							の規定によりなおその効力			
							を有するものとされる改正			
							政令による改正前の政令			
							(以下この項において「旧			
							<u>政令」という。)第45条第</u>			
)					1項)			
		(11) 許可証の再交付(政令第					(11) 許可証の再交付(政令第			
		46条第 1 項					46条第1項、旧政令第46条			
)					第1項)			
		(12) 許可証の返納の受理(政					(12) 許可証の返納の受理(政			7
		令第46条第 3 項、第47条					令第46条第 3 項、第47条 <u>、</u>			
							旧政令第46条第3項、第47			
		_)					<u>条</u>)			
		(13) 許可台帳の備付け(政令		\neg			(13) 許可台帳の備付け(政令			1
		第48条)					第48条、旧政令第48条)			
		(14) 医薬品営業所管理者の知					(14) 営業所管理者 の知			1
		識経験の認定 (省令第154					識経験の認定(省令第154			
		条第1項第1号二、第2号					条第1項第1号二、第2号			
	- 1									

发20年11月25日				<u> </u>			7520				$\overline{}$
4 既存配置販売業者に関する							4 既存配置販売業者に関する				
こと。							こと。				
(1) 許可(第24条第1項、薬							(1) 許可(第24条第1項、薬		\top		
事法の一部を改正する法律							事法の一部を改正する法律				
(平成18年法律第69号。以							(平成18年法律第69号。以				
下この部において「改正							下この部において「改正				
法」という。) 附則第13条							法」という。) 附則第13条				
第1項の規定によりなおそ							第1項の規定によりなおそ				
の効力を有するものとされ							の効力を有するものとされ				
る改正法による改正前の薬							る改正法による改正前の薬				
事法第30条第1項、薬事法							事法第30条第1項、改正政				
の一部を改正する法律の施							令				
行に伴う関係政令の整備等											
及び経過措置に関する政令											
<u>(平成21年政令第2号)</u> 附											
則第6条の規定によりなお							則第6条の規定によりなお				
その効力を有するものとさ							その効力を有するものとさ				
れる <u>同令</u> による改正前							れる <u>改正政令</u> による改正前				
の政令(以下この項におい							の政令(以下この項におい				
て「旧政令」という。)第							て「旧政令」という。)第				
44条第1項)							44条第1項)				
(2)~(16) 省略							(2)~(16) 省略				
5 省略							5 省略				
6 再生医療等製品の販売業に											
関すること。_											
(1) 許可(第40条の5第1											
項、政令第44条、省令第1			-	_							
条第7項、第196条の2第											
3項)											
(2) 許可の更新 (第40条の5											
第4項、政令第44条)											
(3) 再生医療等製品営業所管											
理者の営業所以外の場所で											
薬事に関する実務に従事す											
る場合の許可(第40条の6											
第2項ただし書)											
(4) 廃止、休止若しくは再開	\Box								+	П	
又は変更の届出の受理(第					-						
10条第1項、第40条の7第											
1項、省令第16条第4項、											
第196条の12第2項)											
	+	\dashv		+	1			+		Н	
(5) 構造設備の改善命令等		-									
(第72条第4項)	\vdash							-	+	\vdash	
(6) 業務運営改善等の措置命		-									
令 (第72条の4)	\sqcup									Ш	
(7) 再生医療等製品営業所管	.	-									
理者の変更命令(第73条)	\coprod								$\perp \downarrow$	Ш	
(8) 許可の取消し等(第75条		_									
第1項)											
(9) 許可の更新を拒否する場		_									
合の弁明等の機会の付与											
(第76条)											

平成26年11月25日		- AQ	<u> </u>	HX	第2020亏
(10) 許可証の書換え交付(政					
〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜					
46条第1項)					
令第46条第 3 項、第47条)					
<u>(13)</u> 許可台帳の備付け(政令 第48条)					
(14) 再生医療等製品営業所管					
理者の知識経験の認定(省					
令第196条の4第4号)					
7 医薬品(体外診断用医薬品					6 医薬品(
<u>及び</u> 薬局製造販売医薬品を除					薬局製造販売医薬品を除
く。)、医薬部外品 <u>及び化粧</u>					く。)、医薬部外品 <u>、化粧品</u>
品 の製造販売業又					及び医療機器の製造販売業又
は製造業に関すること。					は製造業に関すること。
(1)・(2) 省略					(1)・(2) 省略
(3) 製造業の許可(第13条第					(3) 製造業の許可(第13条第
1項、第5項、第81条、政					1項、第5項、第81条、政
令第11条第1項、第80条第					令第11条第 1 項、第80条第
2項)					2項、省令第25条第3項)
(4) 省略					(4) 省略
(5) 製造業の許可区分の変更					(5) 製造業の許可区分の変更
又は追加の許可(第13条第					又は追加の許可(<u>第13条第</u>
<u>5 項から第 7 項まで</u> 、第81					<u>6 項</u> 、第81
条、政令第80条第2項)					条、政令第80条第 2 項)
(6)~(11) 省略					(6)~(11) 省略
(12) 製造管理者の製造所以外					(12) 製造管理者の製造所以外
の場所で薬事に関する実務					の場所で薬事に関する実務
に従事する場合の許可(第					に従事する場合の許可(第
7 条第 3 項ただし書、第17					7 条第 3 項ただし書、第17
条第 4 項、第68条の16第 2					条第4項、第68条の2第2
項、第81条、政令第80条第 2項)					項、第81条、政令第80条第
13 製造販売業の廃止、休止 13 製造販売業の廃止、休止 2					(13) 製造販売業の廃止、休止 日本
及び特開业びに変更が届出 の受理(第19条第1項、第					の受理(第19条第 1 項、第
81条、政令第80条第 2 項、					81条、政令第80条第 2 項、
省令第16条第 4 項、第99条					省令第16条第 4 項、第99条
第4項)					第3項)
(14) 製造業の製造所の廃止、					(14) 製造業の製造所の廃止、
休止及び再開並びに変更の					休止及び再開並びに変更の
届出の受理(第19条第2					届出の受理(第19条第2
項、第81条、政令第80条第					項、第81条、政令第80条第
2項					2 項、省令第16条第 4 項、
)					第100条第 3 項)
(15) 医薬品製造業の管理者の					(15) 医薬品製造業の管理者の
承認 (第68条の16第 1 項、					承認 (<u>第68条の 2 第 1 項</u> 、
第81条、政令第80条第2					第81条、政令第80条第2
項)					項)

平成26年11月25日		<u> </u>	- XX	<u>≯</u>	HX	第20	20万			
(16) 省略						(16) 省略				1 [
	\									1
(17) 製造販売業者に						(17) 製造販売業者に対する品				
質管理又は製造販						質管理又は製造販売後安全				
						管理の改善命令等				
(第72条第 1 項、						(第72条第 1 項、第81条、				
)					政令第80条第2項)				4
(18) 製造販売業者又	は輸出用					(18) 製造販売業者又は輸出用				
製造業者に対する	製造管理					製造業者に対する製造管理				
又は品質管理の方法	法の改善					又は品質管理の改善				
命令等(第72条第	2項、第					命令等(第72条第2項、第				
81条、政令第80条	第2項)					81条、政令第80条第2項)				
(19) ~ (25) 省略						(19) ~ (25) 省略				
(26) 製造業者につい	ての処分					②6 製造業に対する処分の具				1
┃						申 (第75条第2項)				
(27) 省略	-	++				(27) 省略				
	理(答60	++						+		+
28 回収の報告の受:		-	-			②8 回収の報告の受理(第77	-			
条の11 、第81	宗、					条の4の3、第81条、政令 第80条第 3 语 \				
第80条第 2 項)		\perp				第80条第2項)		+	\perp	
(29)~(38) 省略		\perp				(29)~(38) 省略		\sqcup		
③9 医薬品等適合性	調査台帳					③9 適合性調査台帳				
の備付け(第81条	、政令第					の備付け(第81条、政令第				
24条第1項、第8	0条第2					24条第1項、第80条第2				
項)						項)				
(40) 検定に係る試験	品の送付					40 検定に係る試験品の送付				
等(第59条					等(<u>第81条、</u> 政令第59条 <u>、</u>				
						第80条第 2 項)				
8 医療機器及び体外	診断用医									
薬品の製造販売業又	は製造業									
に関すること。_										
(1) 製造販売業の許	可 (第23									
条の2第1項、第	81条、政									
令第37条第1項、	第80条第									
3項、省令第1149	条の2第									
3項)										
(2) 製造販売業の許	可の更新									
(第23条の2第2										
条、政令第37条第										
80条第 3 項)										
(3) 製造業の登録(3)	第23条の									1
2の3第1項、第		-	-							
条第3項)										
(4) 製造業の登録の	更新(第	+						$\dagger \dagger$		
23条の2の3第3										
条、政令第37条。										
項、第80条第3項										
理者の製造所以外の		-	_							
薬事に関する実務										
る場合の許可(第										
14第 6 項、第81条										
80条第 3 項)	· ~ 4 A P									

平成26年11月25日

(6) 製造販売業の廃止、休止				-	-
及び再開並びに変更の届出					
の受理 (第23条の 2 の16第					
1項、第81条、政令第80条					
第3項、省令第16条第4					
項、第114条の69第4項)					
(7) 製造業の製造所の廃止、			+		
休止及び再開並びに変更の				-	
届出の受理(第23条の2の					
16第 2 項、第81条、政令第					
80条第3項)					
			4		
(8) 登録認証機関に対する報			-	-	
告の徴収及び立入検査等の					
実施(第69条第5項)	Ш				
(9) 製造販売業者に対する検		_			
査命令(第71条)					
(10) 製造販売業者に対する製					
造管理若しくは品質管理に					
係る業務を行う体制又は製					
造販売後安全管理の方法の					
改善命令等(第72条第1					
項、第81条、政令第80条第					
3項)					
(11) 製造販売業者又は輸出用			+		
製造業者に対する製造管理		_			
又は品質管理の方法の改善					
命令等(第72条第2項、第					
81条、政令第80条第3項)			+	+	\dashv
(12) 製造販売業者及び製造業	-	-			
者に対する業務運営改善等					
の措置命令(第72条の4、					
第81条、政令第80条第3					
<u>項)</u> ————————————————————————————————————	Ш		\perp		\Box
(13) 製造販売業又は製造業の		_			
管理者等の変更命令 (第73					
条、第81条、政令第80条第					
3項)					
(14) 製造販売業の許可の取消			\top		
<u>し等(第75条第1項、第81</u>					
条、政令第80条第3項)					
(15) 製造業の登録の取消し等			\top		
(第75条の2第1項、第81					
条、政令第80条第3項)					
(16) 製造販売業又は製造業の	\forall		+		\dashv
許可等の更新を拒否する場		-			
合の弁明等の機会の付与					
<u>(第76条)</u> ————————————————————————————————————					

平成26年11月25日	 坂	 報	第2626号
(17) 回収の報告の受理(第68 条の11、第81条、政令第80 条第 3 項)	_		
(18) 製造販売業の許可証の書 換え交付(第81条、政令第 37条の2第1項、第80条第 3項)			
(19) 製造販売業の許可証の再 交付(第81条、政令第37条 の3第1項、第80条第3 項)			
20 製造販売業の許可証の返 納の受理(第81条、政令第 37条の3第4項、第37条の 4第1項、第80条第3項)	_		
(21) 製造販売業の許可台帳の 備付け(第81条、政令第37 条の5第1項、第80条第3 項)	_		
(22) 製造業の登録証の書換え 交付(第81条、政令第37条 の9第1項、第80条第3 項)			
23 製造業の登録証の再交付 (第81条、政令第37条の10 第1項、第80条第3項)	_		
②4 製造業の登録証の返納の 受理(第81条、政令第37条 の10第4項、第37条の11第 1項、第80条第3項)			
25 製造業の登録台帳の備付 け(第81条、政令第37条の 12第1項、第80条第3項)			
②6 検定に係る試験品の送付 等(政令第59条) 9 再生医療等製品の製造販売	_		
業に関すること。 (1) 許可(第23条の20第1 項、第81条、政令第43条の 3第1項、第80条第4項、 省令第137条の2第3項)			
(2) 許可の更新 (第23条の20 第 2 項、第81条、政令第43 条の 3 第 1 項、第80条第 4 項)			

	(a) = 1 1 1 = -4 = -2 - 2					
	(3) 廃止、休止及び再開並び					-
	に変更の届出の受理(第23					
	条の36第1項、第81条、政					
	<u>令第80条第4項、省令第16</u> 条第4項、第137条の65第					
	4項)					
		\vdash		\vdash		
	(4) 検査命令(第71条)	\vdash	_			
	(5) 品質管理又は製造販売後		_			
	安全管理の方法の改善命令					
	等(第72条第1項、第81 条 政会第80条第4項)					
	条、政令第80条第4項)					
	(6) 製造管理又は品質管理の		_			
	方法の改善命令等 (第72条					
	第2項、第81条、政令第80					
	<u>条第4項)</u>	Ш				
	(7) 業務運営改善等の措置命					
	令(第72条の4、第81条、					
	政令第80条第4項)					
	(8) 再生医療等製品総括製造	\vdash		H		
	販売責任者の変更命令(第		-			
	73条、第81条、政令第80条					
	第4項)					
		\vdash		\vdash		
	(9) 許可の取消し等(第75条		_			
	第1項、第81条、政令第80					
	<u>条第4項)</u> ————————————————————————————————————					
	(10) 許可の更新を拒否する場		_			
	合の弁明等の機会の付与					
	(第76条)					
	(11) 回収の報告の受理(第68					
	条の11、第81条、政令第80				-	
	条第4項)_					
	(12) 許可証の書換え交付(第	\vdash				
	81条、政令第43条の4第1					-
	<u>81宗、政专第43宗の4第1</u> 項、第80条第4項)					
		\vdash		\square		
	(13) 許可証の再交付(第81					_
	条、政令第43条の5第1					
	項、第80条第4項)	Ш				
	(14) 許可証の返納の受理(第					
	81条、政令第43条の5第4					-
	項、第43条の6第1項、第					
	80条第4項)					
		\forall				
	条、政令第43条の7第1				-	
	項、第80条第4項)					
	-	\vdash				
	(16) 検定に係る試験品の送付				-	
	<u>等(政令第59条)</u>					
	10 再生医療等製品の製造業者		_	$ \ \ $		
	<u>についての処分に係る通知</u>					
	<u>(第75条第2項)。</u>					
	11 医療機器の修理業に関する	\vdash		\vdash		
	<u>11</u> 医療機器の修理業に関する こと。					
	د د،	Ш				

平成26年11月	23 🗆	<u> </u>	7-5	र	THX		20万
(1) ±/r	司 (역 40 条 の 2 역 1					(1) 計司(第40条の2 第1	
	可(第40条の2第1					(1) 許可(第40条の2第1	
	第81条、政令 <u>第37条の</u>					項、第81条、政令 <u>第11条第</u>	
	<u>1項</u> 、第55条、 <u>第80条</u> _					1項 、第55条、第80条	
第3						第2項、省令第180条第3	
_)						<u>項</u>)	
(2) 許	可の更新(第40条の2					(2) 許可の更新 (第40条の2	
第3	項、第81条、政令 <u>第37</u>					第 3 項、第81条、政令 <u>第11</u>	
<u>条の</u>	8 第 1 項、第55条、 <u>第</u>					<u>条第1項</u> 、第55条、 <u>第</u>	
80条	第 3 項)					80条第2項)	
(3) 修	理区分の変更又は追加					(3) 修理区分の変更又は追加	
	F可(第40条の2第5					の許可(第40条の2第5	
	第81条、政令第80条第					項、第81条、政令第80条第	
3項						2項)	
	•						
(4) 廃	止、休止及び再開並び					(4) 廃止、休止及び再開並び	
	更の届出の受理 (<u>第23</u>					に変更の届出の受理 (<u>第19</u>	
<u> </u>	2の16第2項、第40条					条第2項 、第40条	
 	、第81条、政令 <u>第80条</u>					の3、第81条、政令 <u>第80条</u>	
第3	項					第2項、省令第16条第4	
)					項、第195条第3項)	
(5) • (6)	省略					(5)・(6) 省略	
(7) 業	務運営改善等の措置命					(7) 業務運営改善等の措置命	
	第72条の4、第81条、					令(第72条の4、第81条、	
	第80条第3項)					政令第80条第2項)	
 							
_	療機器修理責任技術者					(8) 責任技術者	
の変	更命令(第73条、第81					の変更命令(第73条、第81	
条、	政令 <u>第80条第 3 項</u>)					条、政令 <u>第80条第 2 項</u>)	
(9) 許	可の取消し等(第75条					(9) 許可の取消し等(第75条	
第1	項、第81条、政令 <u>第80</u>					第 1 項、第81条、政令 <u>第80</u>	
<u>条第</u>	3項)					<u>条第2項</u>)	
(10) 如	分に係る通知(第75条					(10) 処分の具申 (第75条	
第2						第2項)	
[11] 省						(11) 省略	
(12) 許	可証の書換え交付(第					(12) 許可証の書換え交付(第	
81条	、政令 <u>第37条の9第1</u>					81条、政令 <u>第12条第1項</u>	
<u>項</u> 、	第55条、 <u>第80条第3</u>					、第55条、 <u>第80条第2</u>	
<u>項</u>)						<u>項</u>)	
(13) 許	可証の再交付(第81					(13) 許可証の再交付(第81	
条、	政令 第37条の10第1					条、政令 <u>第13条第1項</u>	
項、	第55条、第80条第3					、第55条、第80条第2	
						<u> </u>	
	可証の返納の受理(第	+++					
	、政令 <u>第37条の10第 4</u> 第27条の11第 1 項 第					81条、政令第13条第4項、	
	第37条の11第 1 項、第					第14条第 1 項	
55条	、 <u>第80条第3項</u>)					55条、第80条第 2 項)	
[15] 許	可台帳の備付け(第81					(15) 許可台帳の備付け(第81	
条、	政令第37条の12第1					条、政令第15条第1項	
<u>」</u>	第55条、 <u>第80条第3</u>					、第55条、 <u>第80条第2</u>	
<u>項</u>)						<u>項</u>)	
12 省略						8 省略	
						1	

	平成	过26年11月25日			罗		焽			第2	626	<u>号_</u>	_		
	2 ~ 23 省略								2 ~ 23 省略						
= 44										BB なゝ					L
	7 (第4条	『メリホ <i>)</i> 属する農林水産部関係事務に係	. z	 	≀h ∄	出車	百百		7(第4条	:以ほ) 属する農林水産部関係事務に値	モマド	# =	7 : th :	# 車	т т 🗷
지 =		出する長が小性が送が事物には	າວ. 				井	74 =		男子の長が小性のほぼ手がには	T = 1				. 15
組				· 决 	裁区			組			_	· 决 	裁区		_
織	事務の	事 項	知		専	夬者		織	事務の	 事 項	知		専	決者	_
名	種類		事	部	局	課	主	名	種類		事	部	局	課	=
				長	長	長	幹					長	長	長	ţ
畜	1 ~ 25							畜	1 ~ 25						
産	省略							産	省略						
課	26 医薬	1 進達に関すること。						課	26 <u>薬事</u>	1 進達に関すること。					
	<u>品、医</u>	(1) 医薬品等の製造販売業の							<u>法</u>	(1) 医薬品等の製造販売業の					T
	療機器	 許可申請(第12条第1項、								 許可申請(第12条第1項、					
	等の品	第21条第1項、第23条の2								第21条第1項					
	<u>質、有</u>	第1項、第23条の2の21第													
	効性及	1項、第23条の20第1項、													
	び安全	第23条の41第1項))					
	性の確	(2) 医薬品等の製造販売業の								(2) 医薬品等の製造販売業の					T
	保等に	許可更新申請(第12条第2								許可更新申請(第12条第2					
	関する	項、第21条第1項 <u>、第23条</u>								項、第21条第 1 項					
	<u>法律</u> の	の2第2項、第23条の2の							o						
	施行に	21第1項、第23条の20第2							施行に						
	関する	<u>項、第23条の41第1項</u>)							関する)					
	事務	(3) 医薬品等の製造販売業の							事務	(3) 医薬品等の製造販売業の					T
		廃止、休止及び再開並びに								 廃止、休止及び再開並びに					
		変更の届出(第19条第1								変更の届出(第19条第1					
		項、第21条第1項 <u>、第23条</u>								項、第21条第 1 項					
		の2の16第1項、第23条の													
		2 の21第 1 項、第23条の36													
		第1項、第23条の41第1													
		<u>項</u>)								_)					
		(4) 医薬品等の製造販売業の								(4) 医薬品等の製造販売業の					
		許可証の書換え交付 (<u>医薬</u>								許可証の書換え交付 (<u>薬事</u>					
		品、医療機器等の品質、有								法施行令					
		効性及び安全性の確保等に													
		関する法律施行令(以下こ								(以下こ					
		の部において「政令」とい								の部において「政令」とい					
		う。)第5条第2項 <u>、第37</u>								う。)第5条第2項					
		条の2第2項、第43条の4													
		<u>第2項</u>))	₩	<u> </u>	L		L
		(5) 医薬品等の製造販売業の								(5) 医薬品等の製造販売業の					
		許可証の再交付(政令第6								許可証の再交付(政令第6					
		条第2項 <u>、第37条の3第2</u>								条第2項					
		項、第43条の5第2項))	\perp	<u> </u>	_		1
		(6) 医薬品等の製造販売業の								(6) 医薬品等の製造販売業の					
		許可証の返納(政令第6条								許可証の返納(政令第6条					
		第 4 項、第 7 条第 1 項 <u>、第</u>								第4項、第7条第1項					
		37条の3第4項、第37条の													
		4 第 1 項、第43条の 5 第 4													
		項、第43条の6第1項))					

(7) 医薬品等の製造業の許可	(7) 医薬品等の製造業の許可
又は登録の申請 (第13条第	申請(第13条第
1 項、第21条第 2 項、第23	1 項、第21条第 2 項
条の2の3第1項、第23条	
項)	
(8) 医薬品等の製造業の<u>許可</u>	(8) 医薬品等の製造業の許可
又は登録の更新申請 (第13	更新申請(第13
条第 3 項、第21条第 2 項 <u>、</u>	条第 3 項、第21条第 2 項
第23条の2の3第3項、第	
23条の 2 の21第 2 項、第23	
)
(9) 医薬品等の製造業の許可	
区分の変更又は追加の許可	
<u>(</u> 第13条第 6 項、第21条第	
第23条の41第 2 項)	
(10) 医薬品等の製造業の廃	(9) 医薬品等の製造業の廃
止、休止及び再開並びに変	止、休止及び再開並びに変
更の届出(第19条第 2 項、	更の届出(第19条第2項、
第21条第 2 項 <u>、第23条の 2</u>	第21条第 2 項
<u>の16第 2 項、第23条の 2 の</u>	
<u>21第 2 項、第23条の36第 2</u>	
<u>項、第23条の41第 2 項</u>))
(11) 医薬品等の製造業の許可	(10) 医薬品等の製造業の許可
証又は登録証の書換え交付	証の書換え交付
第2項))
(12) 医薬品等の製造業の許可	(11) 医薬品等の製造業の許可
証又は登録証の再交付(政	<u></u>
- (1) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	令第13条第 2 項
10第 2 項、第43条の12第 2	
項)	_)
(13) 医薬品等の製造業の許可	(12) 医薬品等の製造業の許可
証又は登録証の返納(政令	証の返納(政令
項、第37条の10第4項、第	項
37条の11第 1 項、第43条の	
12第 4 項、第43条の13))
(14) 外国特例承認取得者の選	(13) 外国特例承認取得者の選
任製造販売業者の変更の届	任製造販売業者の変更の届
出 (第19条の3、第21条第	出 (第19条の 3 、第21条第
3 項 <u>、第23条の 2 の18、第</u>	3項
23条の 2 の21第 3 項、第23	
条の38、第23条の41第3	
項)	_)

(15) 再生医療等製品又は生物			(祖) 生物
由来製品の製造管理者の設			由来製品の製造管理者の設
置の承認申請(第21条第2			置の承認申請(第21条第2
項、第23条の2の21第2			項、第68条の2第1項
項、第23条の34第 3 項、第			
<u>23条の41第2項、第68条の</u> 16第1項))
(16) 医療機器修理業の許可証			 (15) 医療機器修理業の許可証
— の書換え交付(政令第37条			ー の書換え交付(政令第12条
の 9 第 2 項、第55条)			<u>第 2 項</u> 、第55条)
(17) 医療機器修理業の許可証			(16) 医療機器修理業の許可証
の再交付 (政令 <u>第37条の10</u>			の再交付(政令 <u>第13条第2</u>
<u>第2項</u> 、第55条)			<u>項</u> 、第55条)
(18) 医療機器修理業の許可証			(17) 医療機器修理業の許可証
の返納(政令 <u>第37条の10第</u>			の返納 (政令 <u>第13条第4</u>
4項、第37条の11第1項、			項、第14条第1項 、
第55条)			第55条)
(19) 医療機器修理業の廃止、			(18) 医療機器修理業の廃止、
休止及び再開並びに変更の			休止及び再開並びに変更の
届出 (第23条の 2 の16第 2			届出 (<u>第19条第 2 項、第21</u>
項、第23条の2の21第2			条第2項
<u>項</u> 、第40条の3) 			、第40条の3)
2 · 3 省略			2 · 3 省略
4 卸売販売業に関すること。			4 卸売販売業に関すること。
(1)・(2) 省略			(1)•(2) 省略
(3) 医薬品営業所管理者の営			(3) <u>営業所管理者</u> の営
業所以外の場所で薬事に関			業所以外の場所で薬事に関
する実務に従事する場合の			する実務に従事する場合の
許可(第35条第3項ただし			許可(第35条第3項ただし
書)			書)
(4) 省略			(4) 省略
(5) <u>医薬品営業所管理者</u> の変 更命令(第73条)			(5) <u>営業所管理者</u> の変 更命令(第73条)
5 動物用医薬品特例店舗販売			5 動物用医薬品特例店舗販売
業者に関すること。			業者に関すること。
(1) 許可(第24条第1項、 <u>第</u>			(1) 許可(第24条第1項、 <u>第</u>
83条の2の3第1項、政令			83条の2の2第1項、政令
第44条)			第44条)
(2) 省略			(2) 省略
(3) 特例販売品目の指定(<u>第</u>			(3) 特例販売品目の指定(<u>第</u>
83条の2の3第1項)			83条の2の2第1項)
(4)・(5) 省略			(4)・(5) 省略
6 省略			6 省略
7 高度管理医療機器の販売業			7 高度管理医療機器の販売業
又は <u>貸与業</u> に関すること。			又は <u>賃貸業</u> に関すること。
			(1)・(2) 省略
(1)・(2) 省略	\longrightarrow		
(1) · (2) 省略 (3) 高度管理医療機器等営業			
(3) 高度管理医療機器等営業			

	(4) 省略					1		(3	3) 省略			_
	(5) 省略							_				-
	8 管理医療機器の販売業又は								<u> </u>			-
	貸与業に関すること。								賃貸業に関すること。			
	(1) • (2) 省略	\vdash						_	1)·(2) 省略			-
	9 再生医療等製品の販売業に	-							, (, L ')			-
	関すること。											
	(1) 許可(第40条の5第1			_								
	項、政令第44条)											
	(2) 許可の更新 (第40条の5											•
	第4項、政令第44条)	L										
	(3) 再生医療等製品営業所管			$ _ $								
	理者の営業所以外の場所で											
	薬事に関する実務に従事す											
	る場合の許可(第40条の6											
	第2項ただし書)											-
	(4) 廃止、休止若しくは再開				-							
	又は変更の届出の受理(第											
	10条第1項、第40条の7第											
	1項)	-										-
	(5) 再生医療等製品営業所管 理者の変更命令(第73条)		-									
		\vdash							くいまな			-
	10 省略	⊢						\vdash	省略			_
	11 省略	_							省略			_
	<u>12</u> 省略 	_	_						省略	-		-
	<u>13</u> 省略	_						12	省略			
	14 省略	\perp		Ш				<u>13</u>	省略			
	15 省略							<u>14</u>	省略			
	16 省略							<u>15</u>	省略			
	<u>17</u> 省略							<u>16</u>	省略			
	18 省略							<u>17</u>	省略			
	19 省略							<u>18</u>	省略			
	20 省略							<u>19</u>	省略			
27 ~ 30				П			27 ~ 30					
省略							省略					

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改 正	後						改 正	前				
別	表第	3 (第 4 条関係)					別	表第	3 (第 4 条関係)					
,	司長の)権限に属する健康福祉環境部関係	事務に係る	5特元	定決表	事項	居	長の	権限に属する健康福祉環境部関係	事務に係る	5特5	€決≉	事項	
				決	裁区	分					決	裁区	分	
	組				専決	者		組				専決	性者	
	織	事務の種類	事項	局	部	課		織	事務の種類	事項	局	部	課	
	名			長	長	長		名			長	長	長	

企	1~8 省略			
課	9 医薬品、医療機器等の品質、有 効性及び安全性の確保等に関する 法律の施行に関する事務	省略		
	10~18 省略			

備考 省略

別表第4(第4条関係)

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

40			決裁区分				
組織	事務の種類	事項	П	専決	皆		
名	子がカリバモ大祭	子只	長	部	課		
				長	長		
産	1~12 省略						
業	13 医薬品、医療機器等の品質、有	省略					
振	効性及び安全性の確保等に関する						
興	<u>法律</u> の施行に関する事務						
課	14~19 省略						

1~8 省略 画 9 薬事法 省略 課 の施行に関する事務 10~18 省略

備考 省略

別表第4(第4条関係)

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

			決	裁区	分
組				専決者	
織	事務の種類	事項	局	部	課
名			長	長	長
産	1~12 省略				
業	13 薬事法	省略			
振					
興	の施行に関する事務				
課	14~19 省略				

備考 省略

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第4条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

(地方局長に対する事務の委任)

第13条 省略

- 2 省略
- 3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するもの │ 3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するもの は、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。
- (1)~(9) 省略
- (10) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関 する法律第76条の3第1項の規定に基づく薬事監視員の任免に 関すること。

(11) ~ (91) 省略

- 4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、 別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。
- (1)~(16) 省略
- 四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関 する法律第76条の3第1項の規定に基づく薬事監視員の任免に 関すること。

(17)の2~(68) 省略

5・6 省略

(地方局長に対する事務の委任)

第13条 省略

- 2 省略
- は、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

改 正

前

- (1)~(9) 省略
- (10) 薬事法

______第76条の3第1項の規定に基づく薬事監視員の任免に 関すること。

(11) ~ (91) 省略

- 4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、 別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。
- (1)~(16) 省略
- (17) 薬事法

______第76条の3第1項の規定に基づく薬事監視員の任免に 関すること。

(17)の2~(68) 省略

5・6 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。 平成26年11月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会	計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日 備 考
以方回体の名称	代 表 者	会計責任者	エにる事務別の別任地	
政治結社大日本国命会	高戸国広	渡部善朗	松山市東方町甲379	平成26年10月 1 日
くらし・平和・安全をまもる県民の 会	川原光明	小倉誠一郎	松山市天山三丁目14 - 27	平成26年10月8日
一人でも多くの人を笑顔に笑顔でつ くる松山市民の会	竹村宗範	光田邦夫	松山市天山一丁目10 - 25	平成26年10月27日
二宮美日後援会	二宮美日	二宮維	北宇和郡鬼北町大字小松1392	平成26年10月30日

○愛媛県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。 平成26年11月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異動事	項	新	IΒ	届出年月日	備考
自由民主党小田支部	主たる事務所の原	斤在地	喜多郡内子町南山1220	喜多郡内子町小田262	平成26年10月1日	政党の支部
	代 表	者	林博	一柳清志		
	会 計 責 任	者	西岡 正	泉 浩壽		
きくち伸英後援会	代 表	者	鶴 居 秀 夫	村 上 勝 彦	平成26年10月1日	
西岡新後援会	代 表	者	長島清志	仲井祥泰	平成26年10月2日	
近藤良二と新居浜の未来を考える会	政治団体の	名 称	近藤良二と新居浜の未来を考える会	近藤良二後援会	平成26年10月3日	
	会 計 責 任	者	近 藤 絵璃奈	近藤喜美子		
愛媛維新の会	主たる事務所の所	斤在地	松山市河原町 5 - 10	松山市枝松五丁目 6 - 48	平成26年10月15日	
未来開発研究会	主たる事務所の所	斤在地	松山市河原町 5 - 10	松山市枝松五丁目 6 - 48	平成26年10月15日	
	会 計 責 任	者	竹 内 弘 子	福島耕二		
自由民主党愛媛県看護連盟支部	会 計 責 任	者	井 上 眞 志	永 江 隆	平成26年10月23日	政党の支部
愛媛県看護連盟	会 計 責 任	者	井 上 眞 志	永 江 隆	平成26年10月23日	
宇野浩後援会	代 表	者	矢 野 元 昭	原田静枝	平成26年10月29日	
	会 計 責 任	者	森 貞 豁	矢 野 元 昭		

報

○愛媛県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成26年11月25日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 仮

政治団体の名称						代表者の氏名				解散年月日	
赤	岡	盛	寿	後	援	会	古	賀	洋	俊	平成25年12月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。 平成26年11月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の 届出をした者の 氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
二宮美日	愛媛県議会議員	二宮美日後援会	北宇和郡鬼北町大字小松1392	二宮美日	平成26年10月30日

○愛媛県選挙管理委員会告示第76号

不在者投票のできる施設の指定(平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。 平成26年11月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改	正 後			改	正 前	
1	病院			1	病院		
	名 称	所 在 地	指定年月日		名 称	所 在 地	指定年月日
	省略				省略		
	西予市立西予市民病院	西予市宇和町永	省略		西予市立宇和病院	西予市宇和町卯	省略
		長147 - 1				之町一丁目246	
						<u>- 1</u>	
	省略				省略		
2	~ 5 省略			~ 5 省略			

平成26年11月25日 発行 997